

お役所にもできるゾ!! アニマルシェルターは法令順守!!

我が国は法治国家です。国から都道府県などへの(通知)、とは...?

遠い過去に次の文書が通知されています。

犬及び猫の引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要項について(通知)

総管第237号 昭和50年4月5日

各都道府県知事 各政令市長殿 総理府総務副長官

動物の保護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第7条第6項(第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、標記の措置要項が別添のとおり定められたので、命により通知します。おって、施行に当たっては、次の事項に留意するように特段の御配慮を願います。

1(割愛)

2 所有者又は拾得者から引取りを求められたとき、若しくは施設に引取り又は収容した犬又はねこについては、飼養の継続、飼養希望者又は所有者の発見に努める等できるだけ生存の機会を与えるようにすること。

3(割愛)

立法の精神に従って、この通知のことがらを行う時、各都道府県などには、アニマルシェルターの仕組みを作る事ができました。

昭和25年、狂犬病の撲滅を目的に狂犬病予防法が作られました。行政は法律を行う機関ですから、原則として立法の精神にそむくことはできませんし、法律のきまりに従ったことがらを行わなければいけません。

狂犬病の疑いのある動物のいるときは、狂犬病予防法のきまりに従って、行政がものごとを行います。

狂犬病予防法は、前もって都道府県知事に任命された、獣医資格を持つ行政職員の中から、予防員と呼ばれる職員を置くことも決められました。同じように都道府県知事の決めた捕獲人に予防員が指示をするとき、狂犬病の疑いのある犬などの抑留が行われました。

狂犬病予防法に、犬などの飼養の継続、飼養希望者又は所有者の発見に努める等できるだけ生存の機会を与えるようにすることが決められていません。

抑留した動物を殺せることは決められていました。法律で殺せることを決めたので、各自治体に致死処分施設が作られることとなります。

現在の動物愛護センターなどの前身は、狂犬病予防法を根拠法にした、抑留と致死処分の施設といえます。

その後は、この抑留と致死処分の施設の利用が、狂犬病の恐れのある動物の枠を超えて広がります。

捕獲人に抑留される犬に限らず、飼い主の持ち込む動物にも、ためらいなく致死処分施設が使われ続けます。

昭和48年に動物愛護管理法のつくられた後にも、捕獲人に抑留される犬に限らず、飼い主などの持ち込む動物

に致死処分施設が使われ続けています。

現在でも、施設に引取り又は収容した犬又はねこについては、飼養の継続、飼養希望者又は所有者の発見に努める等できるだけ生存の機会を与えることがらはほとんど行われずに、致死処分しています。

犬又はねこの飼養の継続や、飼養希望者を探して譲り渡すまでの仕組みづくりには、さまざまなシステムが必要です。

犬やねこの習性や生態、生理、本能などに精通した専門のトレーナーなどによる訓練システムなどやそのほかです。人に従属する犬の場合には特別に大事です。

住環境にも適応性を持つねこには、保護や管理の続く間、想定される住宅状態などに適応するための、長期間に渡る飼いねこ化訓練が行われます。

通常は、訓練システムなどを飛び越えて、収容されたときのままの譲り渡しを行っています。ペットの飼い主の責任が叫ばれていますが、すべての飼い主がペットの生態などに精通していることを望めません。

行政が引き取り収容する動物に生存の機会を与えようとするとき、犬やねこを引き取った状態のままの譲り渡しだけに努めても、命ある生き物を人が飼いつけることは困難です。無責任なペットの販売者が、不幸な動物を生み出していることと似ています。

狂犬病予防法を根拠にする致死処分の方法を、動物愛護法を根拠にする、生存の機会を与える仕組みに変えるときには、行政に大きな責任が伴います。

命ある動物を、譲り受ける人が飼いつけられる目的の、犬やねこの専門的なトレーニングシステムが欠かせません。

狂犬病予防法によって、法令順守の致死処分施設を作ったように、訓練の仕組みを兼ねたアニマルシェルターを作ることも、動物愛護管理法の法令順守の行いです。

改正された動物愛護法では、引き取った動物の譲り渡しに関わる団体などの範囲が今までよりも広がり、引き取られた状態そのままの動物の譲り渡しの機会は増えると思われれます。

新しい飼い主に譲り渡せる状態に動物をはぐくむ、専門的で長期間に渡るトレーニングシステムや、その期間の保護や管理のできる、適切な仕組みは行政にありません。法律に従って行うときに、作れることばかりです。

そのような仕組みの整わないことが原因で、犬やねこの長期間の保護や管理に携わり、暮らしか住まいの環境を極めて強く侵されている人々が絶えません。